今川義元公生誕５００年祭推進委員会　公認広報キャラクター
「今川さん(甲冑バージョン)」イラストの活用を

今川義元公生誕５００年祭推進委員会(小和田哲男委員長)では、京文化に精通し、優れた政治的・軍事的手腕のあった今川義元公の功績を再評価し、今川氏ゆかりの地に住む市民の誇りの醸成と地域の活性化につなげるため、２０１９年５月を中心に「今川義元公生誕５００年祭」を開催します。

このたび、広報キャラクター「今川さん」の甲冑バージョンのイラストを、ＮＰＯ法人今川さん製作委員会が作成しました。２０２０年１２月末までは無償で使用できます。

ぜひ、企業・団体等の各種イベントや商品に幅広くご活用いただき、生誕５００年祭を盛り上げていただきたく、よろしくお願い申し上げます。

●今川さん（甲冑バージョン）　コンセプト

・「今川さん」は今川義元公をモデルとた、静岡市を拠点に活動するご当地キャラクターです。

・今川義元公の生誕500年にあたり、「軟弱な武将」という長い歴史の中でつくられてきたイメージを払拭し、優れた武将であったことをアピールするため、力強い甲冑姿のデザインとしました。

©今川さん製作委員会

連絡先
静岡商工会議所　観光・サービス課
〒４２０－０８５１　静岡市葵区黒金町２０－８
ＴＥＬ０５４－２５３－５１１１　　ＦＡＸ０５４－２５４－６７１３　　info@shizuoka-cci.or.jp

今川義元公生誕 500 年祭推進委員会 公認広報キャラクター
「今川さん」（甲冑バージョン）イラスト 使用承認申請書

今川義元公生誕 500 年祭推進委員会委員長　宛

マスコットキャラクター「今川さん」（甲冑バージョン）イラストの使用の承認を受けたいので申請します。

西暦　　年　　月　　日

申請者	住所	〒　　ー	
	氏名	※企業・団体の場合は、その名称及び代表者の氏名	
	連絡先	ＴＥＬ: ＦＡＸ: E-Mail:	企業・団体の場合ご担当者名
使用目的		※記入または該当する項目に〇をつけてください。 ①ポスター・ちらし・パンフレット類 ②商品・パッケージ　③記念品・ノベルティグッズ ④その他（以下にご記入ください） （　　）	
使用内容			
使用期間			

今川義元をモデルにした静岡のご当地キャラ

今川さん 甲冑バージョン
デザインマニュアル

2018年9月10日

ⓒ今川さん製作委員会

使用ルール

①キャラクターの脇に「ⓒ今川さん製作委員会」と明記してください。
※「製」を「制」と間違わないよう注意してください。

②元のイラストを変形・変色させたり、イラストの上に別のイラストや文字などを重ねないでください（右の「注意事項」参照）。

③フキダシを使う場合は、今川さんのイメージを損なうことのないよう配慮してください。語尾を「～だぞっ」「～なのさっ」「～だなっ」とすると今川さんらしくなります。　※「～でおじゃる」といった公家言葉は使いません！

特定非営利活動法人 今川さん製作委員会

色指定

カラー指定（CMYK）

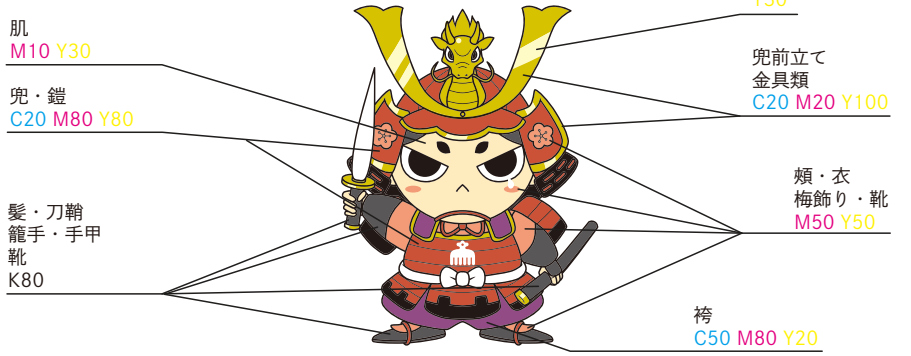

モノクロ指定

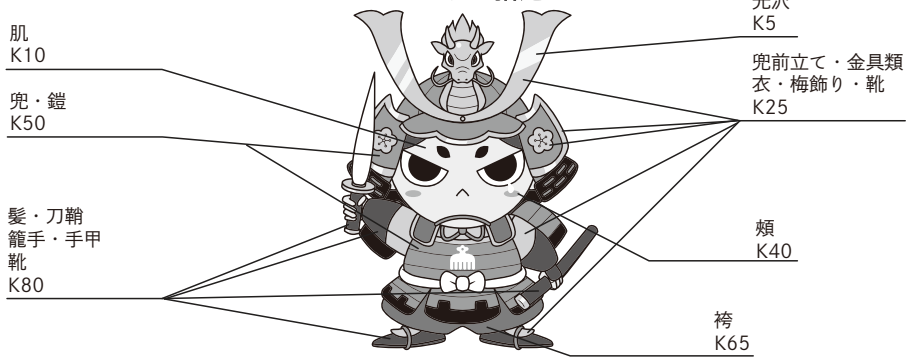

注意事項

キャラの色を変えてはいけません

キャラを変形させてはいけません

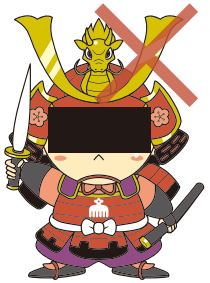

キャラの一部を隠してはいけません

手に物を持たせてはいけません

マスコットキャラクター今川さんイラスト使用要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、今川義元公をモデルとしたマスコットキャラクター「今川さん」のイラストを使用する際の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用に関する権利）

第２条　今川さんの使用に関する一切の権利は、今川さん製作委員会に属する。

2　今川義元公生誕 500 年祭の広報大使として、今川さんの甲冑バージョンのイラストに限り、今川義元公生誕 500 年祭推進委員会（以下、500 年祭推進委員会）の管理のもと、希望者に使用を許諾するものとする。

3　500 年祭推進委員会の管理によるイラストの使用許諾は 2019 年から 2020 年 12 月 31 日までとする。2021 年以降にイラストを使用する場合は、今川さん製作委員会への申請により使用を許諾するものとする。

（使用料）

第３条　2019 年 1 月 24 日から 2020 年 12 月 31 日の期間に限り、今川さん甲冑バージョンのイラスト使用料は無償とする。

（使用方法）

第４条　イラストは「今川さん甲冑バージョンデザインマニュアル」に従って使用しなければならない。

2　著作権者以外の者がイラストを変形させるなど、イラストをアレンジして使用することを禁止する。

（使用の申請）

第５条　イラストを使用しようとする者は、あらかじめ 500 年祭推進委員会に対し、申請を行い、許諾を得なければならない。

（使用の制限）

第６条　次のいずれかに該当する場合は、イラストの使用を許諾しない。

(1)「今川さん」および「今川義元公」のイメージを損なうおそれ、または正しい理解の妨げとなるおそれがあるとき。

(2) 正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

(4) 不当な利益となる活動に使用するおそれのあるとき。
(5) 特定の政治、選挙の活動に使用するおそれのあるとき。
(6) 500 年祭推進委員会が関連事業を行う上で支障となるおそれがあるとき。
(7) その他、イラストの使用が適当でないと認められるとき。

(使用の範囲)
第 7 条　使用者は、イラストを商品および景品（以下、物品という）本体並びにそのパッケージおよび当該物品の広告物等において使用することができる。

(使用期間)
第 8 条　イラストの使用期間は、原則として 2020 年 12 月 31 日までとする。ただし、期間終了後の使用について、今川さん製作委員会の許諾を受けた場合はその限りではない。

(使用上の遵守事項)
第 9 条　使用者は、イラストの使用に関して、この要綱を遵守し、キャラクターのイメージ、信用性を損なうことがないよう適正に使用するとともに、物品の安全性、品質についても十分な配慮をしなければならない。
2　キャラクターの名称は「今川さん」とし、それ以外の名称を使用してはならない。
3　イラストの脇、その他適切な位置に「©今川さん製作委員会」と表示すること。

(権利設定の禁止)
第 10 条　この要綱による許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して今川さんを使用する権利を付与するものではない。
2　使用者は、キャラクターについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

附則
この要綱は、2019 年 1 月 24 日から施行する。